

やまぐち県産品新商品開発支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 やまぐち県産品新商品開発支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 山口県版地域商社

地方創生に係る新たな施策・事業を積極的に推進するため山口県と山口銀行が締結した「地方創生に係る包括連携協定」に基づき、山口銀行が山口県との共同構想の下、山口県産品を首都圏など県外へ売り込むため、地域資源をブランド化し、販売する機能を備えた平成29年10月に設立予定の新会社をいう。

(2) 加工事業者

山口県内で加工食品を生産する県内に主たる事務所を有する企業、団体及び個人をいう。

(3) 加工食品

山口県産の農林水産物等を主要原材料（原則として、商品の製品重量に対する原材料の重量比率が最も高いもの）に使用し、栄養価、嗜好性及び保存性を高める加工工程を経て製造された飲食料品をいう。

(補助金の交付の目的)

第3条 この補助金は、加工事業者が行う新商品の開発等に要する費用の一部に対して補助金を交付することにより、山口県版地域商社が取り扱う商品の充実を図り、山口県産品の首都圏等での販路拡大を促進することを目的とする。

(補助金の交付対象者及び対象経費)

第4条 この補助金は、加工事業者が行う別表1に掲げる事業であって、別表2に掲げる経費のうち、公益財団法人やまぐち産業振興財団理事長（以下「理事長」という。）が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

(補助率)

第5条 この補助金の補助率、限度額及び期間は、別表2に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 加工事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1）を、理事長にその別に定める期日までに提出しなければならない。

2 加工事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税

相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)及び地方消費税等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

- 第7条 理事長は、前条の規定により交付申請書の提出があった場合において、審査委員会に諮った上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書(様式第2)を当該申請書を提出した者に通知するものとする。
- 2 理事長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付するものとする。
- 3 理事長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取り下げ)

- 第8条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取り下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事業の内容又は経費の配分の変更)

- 第9条 補助事業者は、当該事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書(様式第3)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、理事長が定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 第7条第2項の規定は、前項の承認について準用する。

(事業の中止又は廃止)

- 第10条 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第4)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(債権譲渡の禁止)

- 第11条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を理事長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事業の遅延又は遂行困難)

第12条 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに事業遅延等報告書(様式第5)を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の決定の通知のあった年度の12月1日現在における事業の遂行状況について、遂行状況報告書(様式第6)により翌月の20日までに理事長に報告しなければならない(交付決定の日が12月1日までのものに限る。)

(実績報告)

第14条 補助事業者は、当該事業が完了したとき又は第10条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して20日を経過した日又は補助が終了する年度の3月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第7)を理事長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 理事長は、前条第1項の報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第8)を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払等)

第16条 補助事業者は、前条の規定による通知に基づき補助金の交付を受けようとするときは、精算払請求書(様式第9)(以下「様式第9」という。)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、第7条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

3 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、様式第9による概算払請求書を理事長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理の状況を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助助成金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴

う報告書（様式第10）により速やかに理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じるものとする。

（財産の管理）

第19条 補助事業者は、当該事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、当該事業の完了後も取得財産等管理台帳（様式第11）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（財産の処分の制限）

第20条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が、50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 前項の財産の処分を制限する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に基づくものとし、その該当償却期間においては、適切に整備、保管すること。

（財産の処分）

第21条 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、取得財産の処分承認申請書（様式第12）をあらかじめ理事長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあることが見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を理事長の指定する口座に納付させることができるものとする。
- 3 財産処分による公益財団法人やまぐち産業振興財団（以下「財団」という。）への納付額の算出の方法は、次の算出によるものとする。

$$E = (A - B) \times (D / C)$$

A：当該財産処分したことにより得た収入

ただし、目的外使用する場合は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に基づき減価償却した後の価格をもって処分したことにより得た収入とみなす。

B：補助事業の終了後に加えられた加工費、処分のための撤去費等の費用

C：当該財産処分にかかった補助対象経費

D：Cに対する当該補助金の確定額

E：財団への納付額

- 4 第3項の規定に基づき、財産処分による納付額（E）の納付を命じたときは、補助事業者は、速やかに理事長に納付するものとする。
- 5 第1項の処分において、補助事業者が補助事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産等を転用する場合は、同項の規定に基づく承認申請に際してその旨を明記するとともに、証拠書類を添付することにより、第2項に基づく納付義務が免除

される。

ただし、補助期間内における転用、補助事業の成果と関係のない事業活動への転用、転用に伴い設備の所有者の変更を伴うもの、及び事前の承認手続きを得ていない転用については認めないものとする。

(実施結果の事業化)

第22条 補助事業者は、補助事業の実施の結果の事業化に努めるものとする。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後及びその後5年間、毎会計年度終了後20日以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業化等の状況について、事業化等状況報告書(様式第13)を理事長に提出しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第23条 補助事業者は、事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案又は意匠権等(以下「産業財産権等」という。)を当該事業年度又は事業年度終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した産業財産権等届出書(様式第14)を理事長に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第24条 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付の決定の取り消し等)

第25条 理事長は、補助事業者が次の各号の一に該当する時は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 第7条第2項(第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反したとき。

(3) 事業の実施方法が不相当であると認められるとき。

2 理事長は、前項の規定により補助助成金の交付の決定を取消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されている時は、期限を定めて当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずるとともに、その命令に係る補助金に対して、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。

3 理事長は、前項の規定により補助金の返還を命じた場合において、これが返還すべき日までに納付の期日までに納付されなかったときは、返還すべき日納付日の翌日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月31日から施行する。

別表 1

やまぐち県産品新商品開発支援補助金に関する事業

加工食品（主要原材料に山口県産品を含む。）であって、以下の1（1）から（3）までのいずれかの要件を満たす2に掲げる事業

1 補助対象の要件

- （1）首都圏向け販売を想定したストーリー性や原材料や製法にこだわりのある商品
- （2）新しい技術や技法を利用した商品、既存の技術・技法を応用した従来にない商品
- （3）山口県の歴史や文化、地域資源を活用・工夫した商品

2 補助金の交付の対象となる事業

- （1）新商品の開発研究に関する事業
- （2）新商品の事業化に関する事業
 - ア 新製品の商品化のための試作、改良
 - イ 新製品のデザイン等の改善
 - ウ 新製品の分析・調査
- （3）その他、新商品開発事業として理事長が適当と認めたもの

別表 2

補助対象者/補助率/補助限度額/期間	対象経費	
	経費区分	内 容
山口県内で加工食品を生産する県内に主たる事務所を有する事業者 ・補助率：2/3 以内 ・補助金交付限度額：1 件当たり 1,000 千円以内 ・期間：1 年以内	謝 金	専門家謝金
	旅 費	専門家旅費、職員旅費
	研究開発事業費	原材料費、機械装置又は工具器具の購入・借用、製造・改良、据付け、保守又は修繕に関する経費、産業財産権等に導入に要する経費、外注費（試験、検査等を含む）、コンサルタント料、調査研究費
	庁 費	印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借損料、消耗品費、雑役務費
	委託費	研究開発事業費の一部を委託する経費

公益財団法人やまぐち産業振興財団理事長 様

住 所
申請者 名 称
代表者氏名 印

平成 年度やまぐち県産品新商品開発支援補助金交付申請書

上記補助金の交付について、やまぐち県産品新商品開発支援補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 実施計画名

2 事業に要する経費及び補助金交付申請額

- (1) 事業に要する経費 円
(2) 補助対象経費 円
(3) 補助金交付申請額 円

(注) 補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金交付申請額

3 事業の内容及び事業に要する経費の配分並びに補助金算出の根拠
(別紙 補助事業計画書 参照)

4 事業完了予定期日 平成 年 月 日

担当者 (この申請への問い合わせ先)

所属 :

氏名 :

電話 :

FAX :

mail :

(別紙)

補助事業計画書

1 申請内容

実施計画名			
事業者名			
代表者職氏名			
資本金・出資金	円	従業員数	名
事業期間	交付決定の日 ~ 平成 年 月 日(完了予定日)		
補助金・助成金等の交付を受けた実績	※ 過去5年間程度の実績(交付機関・制度名、対象事業、金額、時期等)を記入		
事業推進体制	※ 事業推進の体制図や構成メンバーの概要・役割等を記載すること 【体制図】 (※部門別の従業員数、今後の組織改革等の計画など) 【構成メンバー概要】 (※構成メンバーの概要や役割など)		

2 事業内容

○具体的事業内容

(1) 事業の内容

【事業内容】

【目標・期待される効果】

【工程表】（※以下の記入例のように記載すること）

項目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査			●	→	→	→						
設計					●	→	→	→				
試作								●	→	→	→	
完了報告書											●	→

(2) 商品の概要

【主要原材料及び仕様】

【使用する山口県産品の品目及び製品重量に占める重量とその割合】

（※使用する山口県産品の品目ごとに記載すること。）

【使用する山口県産品の調達方法】

（※使用する山口県産品の品目ごとに具体的入手先を記載すること。）

(3) 商品の特長・新規性・独自性等 (※セールスポイントを簡潔に記入すること)

(4) 外部への委託 (※委託を行う場合、機関・企業名及び委託内容等を具体的に記載すること)

3 経費区分

実施計画名 _____

【新商品開発事業】

(単位:千円)

経費区分	補助事業に要する経費	負担区分		備 考
		自己負担額	補助金申請額	
謝 金				
旅 費				
研究開発事業費				
庁 費				
委 託 費				
小 計				

※ 委託する場合には、備考欄に委託先名を記入すること。

※ 上記事項を簡潔かつ具体的に記載すること。必要に応じ既存参考資料を添付引用して差し支えない。

※ 別添「積算明細書」と対応させて作成すること。

《添付資料等》

- ① 積算明細書 (別添)
- ② 詳細資料 (金額の根拠を示す見積書等)
- ③ 決算書 (直近三期分。勘定科目内訳書を含む)
- ④ 必要に応じて参考資料
 - ※ 申請名義人が、法人の場合：登記簿謄本
 - 申請名義人が、個人の場合：住民票等
 - ※ 申請を行う商品のカタログ等
- ⑤ 申請を行う商品 (試食用)
 - ※ 申請を行う商品の提出方法については、別途 (公財) やまぐち産業振興財団から連絡します。

（住所）

（企業名）

平成 年 月 日付けで交付申請のあった平成 年度やまぐち県産品新商品開発支援補助金については、やまぐち県産品新商品開発支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

平成 年 月 日

公益財団法人やまぐち産業振興財団
理事長 印

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、交付要綱第9条の規定に基づく補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
補助金の額 金 円
- 2 補助事業者は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に交付申請取下書を理事長に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ交付要綱様式第3による申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、交付要綱第9条第1項のただし書きに規定する軽微な変更とは、補助事業に要する経費区分のうち、補助事業区分（申請書に添付される補助事業計画書の「事業区分」欄中最小の事業区分をいう。）ごとの各経費区分間において、いずれか低い額の経費の配分額の20パーセント以内の金額の変更をしようとする場合をいう。
- 4 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、交付要綱様式第4による申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 補助事業者は、12月1日現在における補助事業の遂行状況について、交付要綱様式第6による遂行状況報告書を翌月の20日までに、理事長に提出しなければならない（交付決定の日が12月1日までのものに限る。）。
- 6 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から20日を経過した日又は当該会計年度の3月10日のいずれか早い日までに交付要綱様式第7による実績報告書を理事長に提出しなければならない。
- 7 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 8 補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合においてすでに補助金が交付されているときは、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずるとともに、その命令に係る補助金に対して、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。これが返還すべき日までに納付されなかったときは、返還すべき日の翌日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。

様式第3（第9条関係）

年 月 日

公益財団法人やまぐち産業振興財団理事長 様

住 所
申請者 名 称
代表者氏名

印

平成 年度やまぐち県産品新商品開発支援補助金に係る補助事業の
内容（経費の配分）の変更承認申請書

平成 年 月 日付けやま産振第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、やまぐち県産品新商品開発支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により承認を申請します。

記

実施計画名 _____

1 変更の理由

2 変更の内容

[新商品開発事業]

(単位:千円)

経費区分	補助事業に 要する経費		負担区分				備考
			自己負担額		補助金額		
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
謝 金							
旅 費							
研究開発事業費							
庁 費							
委 託 費							
小 計							
合 計							

(注)委託する場合には、備考欄に委託先名を記入すること。

様式第4（第10条関係）

年 月 日

公益財団法人やまぐち産業振興財団理事長 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度やまぐち県産品新商品開発支援補助金に係る補助事業の
中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付けやま産振第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助
事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、やまぐち県産品新商品開発支援補助金
交付要綱第10条の規定により承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）する実施計画名
- 2 理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

様式第5（第12条関係）

年 月 日

公益財団法人やまぐち産業振興財団理事長 様

住 所
報告者 名 称
代表者氏名 印

平成 年度やまぐち県産品新商品開発支援補助金に係る補助事業
遅延等報告書

平成 年 月 日付けやま産振第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助
事業について事故があったので、やまぐち県産品新商品開発支援補助金交付要綱第12条
の規定により報告します。

記

- 1 実施計画名
- 2 補助事業の進ちよく状況
- 3 同上に要した経費
- 4 事故の内容及び原因
- 5 事故に対する措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

- (注) 1 事故の理由を立証する書類を添付すること。
2 補助事業は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった事業を記入
すること。

様式第6（第13条関係）

年 月 日

公益財団法人やまぐち産業振興財団理事長 様

住 所
報告者 名 称
代表者氏名 印

平成 年度やまぐち県産品新商品開発支援補助金に係る補助事業の
遂行状況報告書

平成 年 月 日付けやま産振第 号をもって交付決定の通知があった上記の補
助事業の遂行状況について、やまぐち県産品新商品開発支援補助金交付要綱第13条の規
定により別紙のとおり報告します。

(別紙)

平成 年度やまぐち県産品新商品開発支援補助金に係る補助事業
遂行状況報告書

(単位:千円)

実施計画名	補助金交付決定通知年月日	補助金交付決定通知額	概算払受領年月日	概算払受領金額

(**事業) ※
「遂行状況」

様式第7（第14条関係）

年 月 日

公益財団法人やまぐち産業振興財団理事長 様

住 所
報告者 名 称
代表者氏名

印

平成 年度やまぐち県産品新商品開発支援補助金
に係る補助事業の実績報告書

平成 年 月 日付けやま産振第 号をもって交付決定の通知（平成 年 月 日付
けやま産振第 号をもって変更承認）があった上記の補助事業を平成 年 月 日付
けで完了（廃止）しましたので、やまぐち県産品新商品開発支援補助金交付要綱第14条
の規定により、別紙のとおりその実績を報告します。

（注）実績報告書に次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(別紙)

平成 年度やまぐち県産品新商品開発支援補助金支出表

実施計画名 _____

【新商品開発事業】

(単位:円)

経費区分	補助金 交付決定額	補助事業に 要した経費	負担区分		備 考
			自己負担額	補助金申請額	
謝 金					
旅 費					
研究開発事業					
庁 費					
委 託 費					
小 計					
合 計					

※ 委託した場合には、備考欄に委託先名を記入すること。

※ 上記事項を簡潔かつ具体的に記載すること。必要に応じ既存参考資料を添付引用して差し支えない。

※ 別添「支払明細書」と対応させて作成すること。

《添付資料等》

- ① 支払明細書 (別添)
- ② 詳細資料 (金額の根拠を示す領収書等)
- ③ その他理事長が必要と認める書類

様式第8（第15条関係）

やま産振第 号
平成 年（ 年）月 日

企業名
代表者 様

公益財団法人やまぐち産業振興財団
理事長

平成 年度やまぐち県産品新商品開発支援補助金
補助金額確定通知書

平成年月日付けやま産振第号で交付決定した上記補助事業について、下記のとおり補助金額が確定しましたので、やまぐち県産品新商品開発支援補助金交付要綱第15条の規定に基づき、通知します。

記

補助金確定額 金 _____ 円

(単位：円)

事業費	円
(うち消費税)	円
交付決定額	円
実績報告額	円
補助金確定額	円

様式第9 (第16条関係)

年 月 日

公益財団法人やまぐち産業振興財団理事長 様

住 所
請求者 名 称
代表者氏名 印

平成 年度やまぐち県産品新商品開発支援補助金精算払 (概算払) 請求書

平成 年 月 日付けやま産振第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助金について、やまぐち県産品新商品開発支援補助金交付要綱第16条の規定により下記のとおり請求します。

記

金	円也
1 交付決定額	円
2 概算払受領済額	円
3 今回請求額	円
4 残 額	円

振込先金融機関名 _____ 銀行/金庫 _____ 支店
預貯金の種別 普通 ・ 当座 (該当するものに○印)
預貯金口座番号 _____
預貯金口座名義人 _____
(フリガナ) ()

年 月 日

公益財団法人やまぐち産業振興財団理事長 様

住 所
報告者 名 称
代表者氏名

印

平成 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

やまぐち県産品新商品開発支援補助金交付要綱第18条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（理事長が確定通知書により通知した額）
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
円

(注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金8パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

様式第11 (第19条関係)

取得財産等管理台帳 (年度)

(単位:円)

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	保管場所	備考

- (注) 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第20条第1項に定める財産処分制限価格以上の財産とする。
- 2 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
- 3 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

様式第12（第21条関係）

年 月 日

公益財団法人やまぐち産業振興財団理事長 様

住 所
申請者 名 称
代表者氏名

印

平成 年度やまぐち県産品新商品開発支援補助金に係る
取得財産の処分承認申請書

平成 年 月 日付けやま産振第 号交付決定のあった上記の補助金事業について、当該事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、やまぐち県産品新商品開発支援補助金交付要綱第21条第1項の規定により、承認を申請します。

記

- 1 実施計画名
- 2 取得財産の品目及び取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由

(別紙)

平成 年度やまぐち県産品新商品開発支援補助金補助事業成果報告書

名称			
代表者			
住所			
TEL		従業員数、構成員	
担当者名			

(1) 補助事業の成果

() 内の観点から以下の補助事業の成果を記載してください。

- ・プラス面、マイナス面どちらの成果でも結構です。
- ・売上高の増加、特許権の取得等、成果が具体的に数字で表せる場合は、数字を記載してください。

① 新商品開発事業を実施した成果（研究開発終了後の事業化等、その他当該事業の成果と思われるものを自由に記載してください。）

② その他補助事業を実施した成果（従業員の意識改革、技術力の向上等、その他当該事業の成果と思われるものを自由に記載してください。）

(2) 課題認識等

① 補助事業の成果の現状を踏まえ、今後更に成果を上げるための課題について具体的に記入してください。

② ①を踏まえ、今後どのように課題の解決を図っていくのかを具体的に記入してください。

様式第14（第23条関係）

年 月 日

公益財団法人やまぐち産業振興財団理事長 様

届出者 住 所
名 称
代表者氏名

印

平成 年度やまぐち県産品新商品開発支援補助金に係る
産業財産権等取得等届出書

平成 年 月 日付けやま産振第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業に関し、下記のとおり産業財産権等の取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、やまぐち県産品新商品開発支援補助金交付要綱第23条の規定により届け出ます。

記

- 1 種類（番号及び産業財産権等の種類）
- 2 内容
- 3 相手先及び条件（譲渡、実施権設定の場合）